

A2 訪問型サービス(独自:介護予防訪問介護相当) サービスコード表

令和6年4月

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
A2 1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合			1,176	1月につき	
A2 2111	訪問型独自サービス11日割		1176単位	日割の場合	39 単位	39	1日につき	
A2 1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合			2,349	1月につき	
A2 2211	訪問型独自サービス12日割		2349単位	日割の場合	77 单位	77	1日につき	
A2 1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合			3,727	1月につき	
A2 2321	訪問型独自サービス13日割		3727単位	日割の場合	123 单位	123	1日につき	
A2 2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			287	1回につき	
A2 2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合		(一)所要時間20分以上45分未満の場合 (二)所要時間45分以上の場合	179 单位 220 单位	179 220	
A2 2621	訪問型独自サービス23		(3)短時間の身体介護が中心である場合			163 单位	163	
A2 1411	訪問型独自短時間サービス		高齢者虐待防止措置未実施減算					
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		12 単位減算	-12 1月につき	
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合		1 単位減算	-1 1日につき	
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合		23 单位減算	-23 1月につき	
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合		1 单位減算	-1 1日につき	
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合		37 单位減算	-37 1月につき	
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合		1 单位減算	-1 1日につき	
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			3 单位減算	
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合		(一)所要時間20分以上45分未満の場合 (二)所要時間45分以上の場合	-2 -2	
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(3)短時間の身体介護が中心である場合			2 单位減算	
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合				
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算	
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15% 減算	
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12% 減算	
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算		特別地域加算			所定単位数の 15% 加算	1月につき	
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15% 加算	1日につき	
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数					所定単位数の 15% 加算	1回につき	
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算	1月につき	
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の 10% 加算	1日につき	
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数					所定単位数の 10% 加算	1回につき	
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数					所定単位数の 5% 加算	1回につき	
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算		ハ 初回加算			200 単位加算	200 1月につき	
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I		二 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)		100 单位加算	100	
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II			(2)生活機能向上連携加算(II)		200 单位加算	200	
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算		ホ 口腔連携強化加算			50 单位加算	50 月1回限度	
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I		ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)		所定単位数の 137/1000 加算		
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II			(2)介護職員処遇改善加算(II)		所定単位数の 100/1000 加算		
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III			(3)介護職員処遇改善加算(III)		所定単位数の 55/1000 加算		
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)		所定単位数の 63/1000 加算			
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)		所定単位数の 42/1000 加算			
A2 6281	訪問型独自サービススペースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算				所定単位数の 24/1000 加算		

※A2(従前相当)については、介護給付や予防給付と同様に、所得によって利用者負担は1割・2割または3割負担となります。

※「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び

「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目です。

※訪問型独自サービス同一建物減算を算定する場合であっても、支給限度基準額の算定にあたっては、減算する前の所定単位数を用います。

※ロ(1月あたりの回数を定める場合)については、1月につき、「イ(3)1週に2回を超える程度の場合」に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定します。

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。